

高 福 第 1 1 2 1 号  
平成30年1月31日

一般社団法人  
埼玉県介護支援専門員協会代表理事 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

**介護支援専門員実務研修受講試験に係る適正な実務経験証明書の  
発行について（注意喚起）**

埼玉県では、平成29年10月8日に当県で実施された第20回（平成29年度）介護支援専門員実務研修受講試験で、虚偽の実務経験証明により受験し合格した者に対して、平成30年1月31日付けで介護保険法の規定に基づき合格取消しの処分を行いました。

当該事件は、受験者本人はもとより実務経験証明書の重要性に対する法人としての認識の欠如、実際に勤務した期間や日数の管理・確認体制の甘さなどが原因となり発生したものです。

このことは、介護保険サービスの提供において重要な役割を果たす介護支援専門員制度への信頼を大きく損なうものであり、極めて遺憾なものであります。

このため、受験者本人に対して処分を行うとともに、実務経験証明書を発行した法人に対し、二度とこのような事態を発生させないよう実効性のある再発防止策を講じて適正な実務経験証明書を発行するよう、厳重に注意しました。

当県としても、今後、このような事件が起きないように、県内事業者に対して実務経験証明書の重要性などについて注意喚起するとともに、実務経験証明書の審査を引き続き厳正に行ってまいります。

つきましては、貴団体の会員の皆様にも、本事件の与えた社会的影響等を鑑み、証明書の発行につきまして、管理・チェック体制の強化等も含め、より一層、御留意くださいますよう、周知をお願いします。

介護人材担当 加藤・長竹  
電話 048-830-3232  
e-mail [a3240-18@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3240-18@pref.saitama.lg.jp)